

特定健診・特定保健指導 が始まります

平成20年4月から「高齢者の医療に関する法律」により、医療保険者（国民健康保険や社会保険など）が40歳～74歳の加入者を対象に、生活習慣病予防のための、メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）に着目した特定健診や特定保健指導を行います。

そのため、町では国保が保険者として実施することになります。自分が今何の保険証を使っているのか確認しましょう。

日本人の死因の多くを占める生活習慣病。みんなの健康を守るために、生活習慣病の予防はとても大切です。特定健診・特定保健指導を活用し、みんなが健康になることで増え続ける医療費を抑制しましょう。

メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満に加えて、高血圧、高血糖、脂質異常など軽度でも生活習慣病の要因が重なっている状態のことです。動脈硬化が急速に進行し、心臓病や脳卒中、糖尿病などの合併症などをひきおこします。新しい特定健診では、メタボリックシンドロームのもとになる内臓脂肪がたまると危険であることを受診者に知ってもらい、生活習慣を変えていく支援をします。



今までの健診（基本健診）	➡	これからの健診（特定健診）
40歳以上の町民	対象者	国保の40歳～74歳
病気の早期発見・早期治療	目的	生活習慣病を改善するための保健指導を行い、生活習慣病とその予備軍を減少させる。
健診結果の伝達、理想的な生活習慣などの情報提供	内容	健診結果と生活習慣病との関連を理解し、生活習慣の改善を自ら行えるように支援

* 社会保険の方は町の特定健診を受けられません。加入している健康保険にお問い合わせください。

* 各がん検診は今までどおり社会保険の方も受けられます。

* 75歳以上の後期高齢者の健診に関しては、後期高齢者医療広域連合が行うものですが、町に委託される予定です。

問い合わせ先
保健福祉課 健康推進係 内線137・138・139